

特集 政務活動費

Vol.4

そもそも政務活動費って何よ？

地方議員の調査研究やその他の活動に役だてる経費の一部として、自治体から議会における会派や議員に対し公費として支給される費用で、その額や支給方法は自治体ごとに異なります。

政務活動費は平成13年度に制度化された政務調査費が平成24年9月の地方自治法改正により現在の名称に変更されました。

全国で最高額が支給されている東京都議会議員の場合、平成26年度で、年間およそ720万円。(沖縄県議会議員は、300万円。那覇市議会議員は、108万円。)

地方自治法では政務活動費の収支報告が義務づけられていますが、個々の費用の執行は個別に判断されるものとなっているため、政務活動費の使途は、「調査研究、研修、広報、陳情活動、会議、資料作成、資料購入、事務所費、事務所費、人件費などと幅広く、これらの活動にかかる委託費用、交通費、宿泊代」なども含まれます。充当が不当な経費と判断されるものには、「政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費」などがあります。

以前の政務調査費は使途が調査研究に限られていましたが、改正により、どのような使途の支出を政務活動費として認めるかは各自治体によって決定されるようになりました。これに伴い、事実上は議員のさまざまな活動に対し、議員自身の裁

量で処理される経費として認められるようになりました。

領収証の添付を義務づけ、支払い報告書をホームページなどで公開し、透明性を高めている自治体もありますが、報告書や領収証の内容を詳細にチェックしているところは少ない。

ところで、西原町議会はどうかと言つと、「西原町議会政務活動費の交付に関する条例と同規則」(平成13年4月1日施行)に基づき運用され

ています。さらに、各議員には、「政務活動費の手引き」を配布し、制度の概要、交付申請から収支報告までの手引き、使途基準の運用指針、基本事項、税務上の取り扱いに至るまでを周知しています。

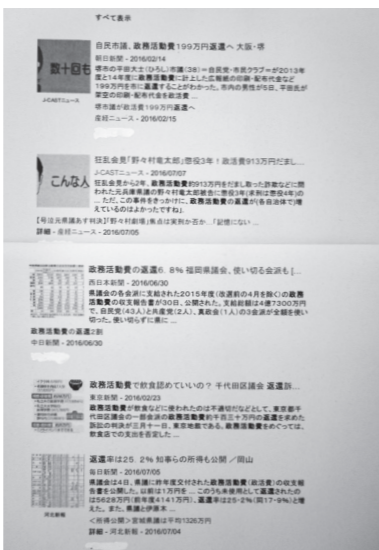
西原町議会は、議員一人に対し、月額1万円、年間12万円の政務活動費を、前期・後期の半年単位を原則とし、4月と10月に6万円ずつ支給されます。

政務活動費の使途基準 (西原町議会)

科目	充当経費の例示
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方財務に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	1. 議員が行う研修会、講演会の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2. 団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する議員の参加に要する経費(会費、交通費、宿泊費等)
広報・広聴費	議員が行う議会活動及び調整に関する政策等の広報・広聴活動に要する経費(広報紙、報告書等の印刷費及び送料、交通費等)
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1. 議員が行う地域住民の町政に関する要望、意見を吸収するための各種会議、住民相談会等に要する経費 2. 団体等が開催する意見交換等各種会議への議員の参加に要する経費(会場費、機材借上費、資料印刷費)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷、製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費(書籍購入費、雑誌購読料等)
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に関する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費(事務用品、備品購入費、通信費等)

相次ぐ、不適切な使用

支給金額の多い議会の議員に集中



政務活動費の不適切な使用を伝える報道記事 (インターネット検索)

平成26年7月には、ある兵庫県議会議員(インターネットやテレビ・週刊誌などで「号泣議員」と話題に)が年間に195回の出張をし、約300万円の交通費を請求していたことが、多くのメディアで報道された事をきっかけに、東京都議会、大阪府議会、京都府議会などで、次々と政務活動費の不適切な使用の問題が浮上りました。

7月にも当時、富山県議会の副議長(辞職)が460万円を不正取得するなど、後を絶たない状態です。さらには、交付された政務活動費を使い切るため、年度末に不自然な支出(切手の大量購入等)が繰り返されている点も問題となりました。

相次ぐ問題浮上で、地方議員の政務活動費の使



情けないリン...

途を監視する仕組みづくりが求められる事態に発展している状況です。

いやあ〜それにしても、我々町村レベルの議員からすると、支給額にビックリですが、ある意味羨ましい限りのです。

月額15万円〜60万円の政務活動費があれば、拠点を構えて、議員活動が行えます。また調査・研究の質の向上や後継者育成(例えば、事務員や秘書として、共に政策を実行していく。)など、様々な活動が出来るはず。やはり、その為には「議員個々の自覚」、「使途チェック機能の強化」、「情報公開」が大切です。

西原町はどんなの？ 県内で初めて取り組んだ自治体

先にもご紹介しましたが、西原町議会では「政務活動費の手引き」の中で、しっかりと使途基準が規定されており、収支報告の際は、すべての領収書の添付が義務付けられています。

例えば、研修費ではスケジュールはもちろん、その報告書の添付も義務付けされています。また、資料購入費で購入した図書については、図書のタイトルが記載された領収書の添付などを義務付けられています。

そして、提出された収支報告書は、西原町議会事務局職員により、厳しくチェックされた後、議長(地方自治法改正に伴い、町長から権限譲渡)へ提出され、その写しは町長にも提出されます。・・・安心ください(笑)

本町議会は、先駆けとなった政務調査費の制度化と同時に、沖縄県で初めてその制度を導入しました。

県議会をはじめ他市町村議会は、平成20年頃から徐々に導入し始め、現在では、嘉手納町議会、北谷町議会、南風原町議会など県内の幾つかの議会が本町議会の「政務活動の手引き」を参考に、それぞれの政務活動費の手引き等を作成しています。

*ちなみに、沖縄県議会が収支報告書に領収書の添付が義務付けられたのは、平成20年7月1日です。

色々意見はあるけれど... 結局は、モラルの問題

【意見1... 廃止論】

不適切な使用が後を絶たず、政務活動費の廃止の議論もあります。しかし、報酬を使って政務活動を行う議員が果たしてどの程度いるか。又、行政監視の役割を担う観点から、議会活動にも支障が出る懸念があります。

【意見2... 報酬として支給する】

財布を二つに分けるのではなく、報酬に加えてはこの意見もあります。そこにも問題があり、「活動しなくても返還を求めずがなくなる」。

【問われる議員の自覚とモラル】

右の意見は政務活動費の廃止を前提とした意見の主なものを挙げました。色々な議論はありますが、一番大切なのは、議員個々人が負託を受けた「自覚」と「モラル」を持つことであり、又、議会事務局や第三者の「チェック機能の強化」をおこなない、公に「情報の公開」を行う事に尽きるのではないのでしょうか。

少なくとも現在の西原町議会においては、しっかりと管理されています。・・・安心ください。